

申請手続きのご案内

以下の注意事項を必ずご確認ください。

- 令和8年4月1日以降の購入品（領収年月日）が対象です。
- 予算が無くなり次第、受付終了。
- 「防犯設備の設置」は世帯、「防犯物品の購入」は個人を単位としての申請になります。
- 都補助金は年度内1回目の申請に限りの対象となります（詳細はP15 Q25）。
※ 令和7年度及び今年度に都補助金の交付を受けた世帯（2回目以降の申請）は、都の補助金はなく区補助金のみとなります。
- 過年度及び今年度に本補助金の交付を受けた項目については、再度、申請することはできません。
- 生活保護を受給中の方は、担当のケースワーカーに事前にご相談ください。
- 口座振替依頼書は申請時に提出は不要です（申請後に送付する決定通知書に同封）。
- 他の補助金の交付を受けた項目については、申請することはできません。
- 偽りその他不正な手段（転売目的等）により本補助金の交付を受けた項目は、補助金の全部又は一部を返還していただく場合があります（必要に応じて現地調査を行う場合があります）。

【防犯対策補助金ホームページQRコード】

オンライン申請もできます。

くわしくはHPをご確認ください。



足立区危機管理部危機管理課防犯活動支援係

〒120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号

電話番号：03-3880-5435

目 次

1	対象者	P 3
2	申請の流れ	P 3
3	個人向け提出書類	P 4
4	個人向け提出書類の誤り例	P 6
5	共同住宅向け提出書類 ※購入前申請	P 9
6	提出方法	P 9
7	補助対象物品一覧	P 11
8	よくあるご質問	P 13
9	補助額算出例	P 16

1 対象者

(1) 個人向け

購入された製品により、申請種別が「防犯設備の設置」「防犯物品の購入」の2種類に分かれています（併用可能）。

ア 区内の住宅に対象の防犯設備を設置し、申請日時点で足立区の住民基本台帳に記載のある当該住宅に居住する方（世帯主でなくても申請はできますが、世帯として受付します。）

⇒ 防犯設備の設置【P 4】

イ 足立区の住民基本台帳に記載のある当該住宅に居住し、対象の防犯物品を購入した方

⇒ 防犯物品の購入（1項目につき1品まで）【P 5】

(2) 共同住宅向け

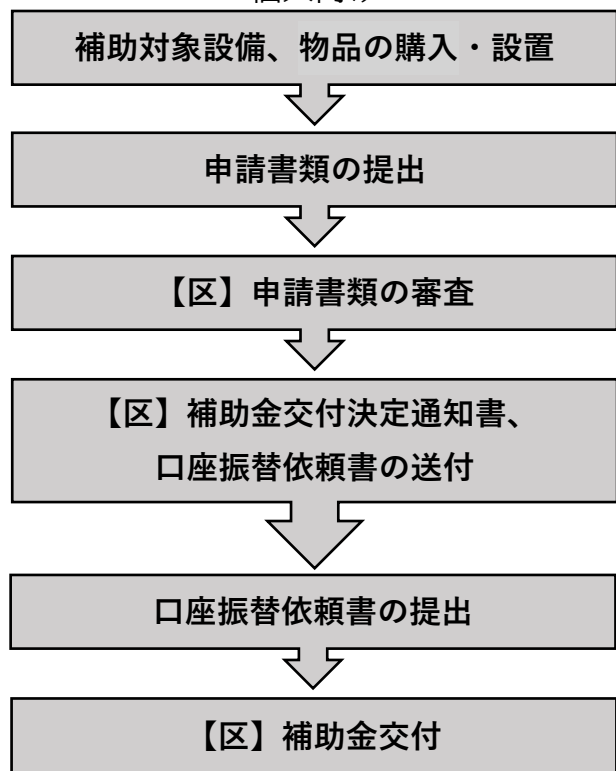
ア 共同住宅の所有者、管理組合、自治会等

イ 共同住宅の販売者又は施工者

ウ 公営住宅等に居住する者が加入する自治会等

2 申請の流れ

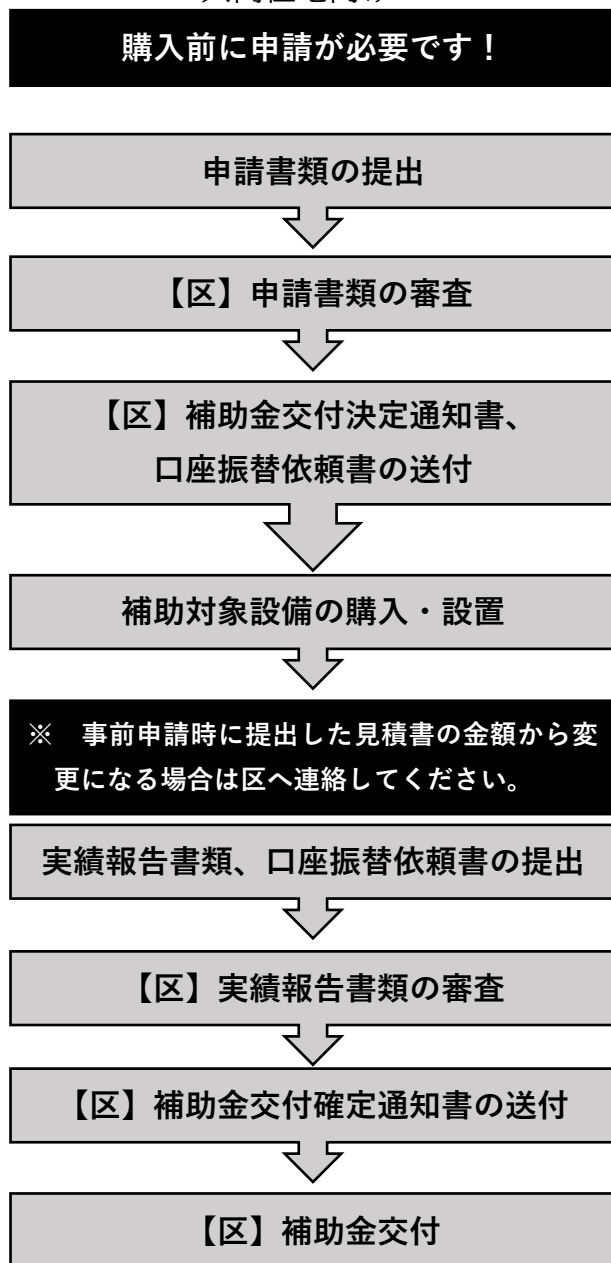
個人向け



※ 「申請書類の提出」から「補助金交付決定通知書などの送付」まで1～2か月程度かかります。

※ 「口座振替依頼書の提出」から「補助金交付」まで1～2か月程度かかります。

共同住宅向け



3 個人向け提出書類

「防犯設備の設置」「防犯物品の購入」のいずれかで、申請書類が異なります。どちらに該当するかは、交付申請書裏面の別紙を確認してください。

(1) 防犯設備の設置

足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付申請書(防犯設備の設置)

- ア 交付申請書裏面の別紙1「支払額」も記入してください。
- イ 交付申請書に添付されている【誓約書】の内容を事前に確認いただいた上で申請してください。

申請者名、領収者名、防犯設備の製品名(型番)、設置工事等の内容、その施工日又は購入日、支払金額(税込み)、領収年月日等が記載された領収書その他の書類の写し(レシート不可)

- ア 令和8年4月1日以降の購入品(領収年月日)を対象としているため、領収年月日が令和8年3月以前のもものは対象外となります。
- イ インターネットで購入された場合でも必要です。「請求書」「納品書」「適格請求書」は領収書その他の書類とはなりませんので注意してください。
- ウ 商品券やギフト券などの金券、ポイント等を利用して購入した場合、その額は補助金の算定からは除外します。
- エ 購入された方への補助金のため、領収書の氏名が申請者と相違している場合は、原則、申請できません。やむを得ない事情で代理購入をする場合は、別途、代理購入者が申請者から購入代金を受け取った旨の領収書を作成し、あわせて提出してください。

申請者の本人確認書類(氏名、住所及び生年月日が分かる公的な証明書をいう。以下同じ。)の写し。ただし、別表第1の8の項及び9の項及び12の項の防犯設備の設置の場合にあっては、申請者の本人確認書類の写し及び同一世帯の65歳以上の者の本人確認書類の写し

- ア 運転免許証の裏面に氏名や住所の記載がある場合は、裏面も提出してください。
- イ マイナンバーカードの場合は、裏面の提出は不要です。
- ウ 健康保険資格確認証の場合、表面に住所の記載がない場合は、裏面も提出してください。

購入した製品の施工後又は設置後の写真

- ア 施行前の写真、インターネット上の写真、カタログ、製品が入っていた箱、取扱説明書の写しではありません。
- イ 録画機能付きインターホン親機と子機の商品として1セットで購入した場合は、親機と子機両方の設置後の写真を添付してください。
- ウ 防犯性能の高い玄関錠(ディンプルキーの場合)を購入した場合は、鍵本体の写真を添付してください。

防犯カメラ、防犯フィルム、防犯ガラスを設置する場合にあっては、当該防犯カメラ、防犯フィルム、防犯ガラスの性能が確認できるカタログの写し、防犯カメラの設置箇所が確認できる住宅全体の写真

- ア 防犯性能がわかるカタログの写しを提出してください。
- イ 住宅のどこの位置に防犯カメラが設置されたかわかる写真を提出してください。

防犯性能の高い玄関錠(ディンプルキー、電子錠及び指紋認証錠)の取付け又は交換する場合にあっては、性能を確認することができるカタログの写し

誓約書(別記第1号様式の1別紙)

その他区長が必要と認めた書類

- ア 提出書類に疑義等が生じた場合、別途、追加して添付してください。

録画機能付きインターホンの取付け又は交換をする場合にあっては、当該録画機能が動画又は静止画・準動画のいずれであるかを確認できるカタログ

- ア 購入時は静止画・準動画であっても、SDカードを挿入して設定を変えることで動画となる機種の場合は、別途、SDカードを挿入していることが分かる写真を提出してください（挿入後の写真では確認ができない場合がありますので、その場合は、挿入途中の写真を提出してください。）。

（２）防犯物品の購入

足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付申請書（防犯物品）

- ア 交付申請書裏面の別紙２「支払額」も記入してください。

申請者名、領収者名、防犯物品の製品名（型番）、購入日、支払金額（税込み）、領収年月日等が記載された領収書その他の書類の写し（レシート不可）

- ア 令和８年４月１日以降の購入品（領収年月日）を対象としているため、領収年月日が令和８年３月３１日以前のもものは対象外となります。
- イ インターネットで購入された場合でも必要です。「請求書」「納品書」「適格請求書」は領収書その他の書類とはなりませんので注意してください。
- ウ 商品券やギフト券などの金券、ポイント等を利用して購入した場合、その額は補助金の算定からは除外します。
- エ 購入された方への補助金のため、領収書の氏名が申請者と相違している場合は、原則、申請できません。やむを得ない事情で代理購入をする場合は、別途、代理購入者が申請者から購入代金を受け取った旨の領収書を作成し、あわせて提出してください。

申請者の本人確認書類（氏名、住所、及び生年月日が分かる公的な証明書）の写し

- ア 運転免許証の場合は、裏面も提出してください。
- イ マイナンバーカードの場合は、裏面の提出は不要です。
- ウ 健康保険資格確認証の場合、表面に住所の記載がない場合は、裏面も提出してください。

自転車、オートバイ、自動車を所有していることがわかる書類の写し

- ア 自転車盗難対策の場合は防犯登録番号の写真を提出してください。
- イ オートバイ盗難対策及び自動車盗難対策の場合は標識交付証明書、自動車検査証等の写しを提出してください。

購入した防犯物品の設置後の写真

- ア インターネット上の写真、カタログ、箱や取扱説明書の写しではありません。

4 個人向け提出書類の誤り例

(1) 領収書

誤り例

領収書		2026 年 4 月 1 日
ア	様	
イ	防犯カメラ設置工事一式	¥ 200,000
		△△株式会社

ア 申請者氏名が未記載になっています。

→ 申請者氏名が記載されている領収書を添付してください。

イ 工事代のみの領収書となっています。

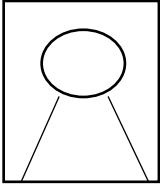
→ 領収書に購入代も含まれている旨を記載してもらってください。記載がない場合は、内訳が分かる書類を添付してください。

正しい例

領収書		2026 年 4 月 1 日
ア	〇〇 〇〇 様	
防犯カメラ設置工事一式		¥ 200,000
イ 内訳		
防犯カメラ	AAA-11 5台	¥145,000
防犯カメラ取付費		¥55,000
		合計 ¥200,000 (税込)
		△△株式会社

(2) 本人確認書類

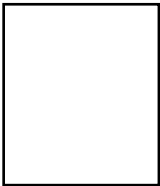
誤り例

氏名 ○○ ○○		生年月日 平成○年○月○日	
住所 ○○県○○市○○○-○-○ 2028年○○月○○日まで有効		運転免許証	
第	○○○○○○○○○ 号		

ア 住所が足立区外となっています。

→ 本補助金事業は足立区民（住民票と同じ住所）が対象となります。裏面に現住所の足立区住所が記載されている場合は、裏面も添付してください。

正しい例

氏名 ○○ ○○		生年月日 平成○年○月○日	
住所 ○○県○○市○○○-○-○ 2028年○○月○○日まで有効		運転免許証	
第	○○○○○○○○○ 号		

東京都足立区○○○○-○-○ _____ _____ _____

5 共同住宅向け提出書類 ※購入前申請

足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付申請書（共同住宅に対する防犯設備の設置）
防犯設備の設置に係る工事等の内容が分かるカタログ、図面、写真、その施工予定日又は購入予定日、支払予定金額等が記載された見積書その他の書類の写し
申請者（申請者が法人等である場合にあっては、当該法人等の代表者）の本人確認書類（氏名、住所及び生年月日が分かる公的な証明書）の写し（申請者が法人等である場合にあっては、申請者と法人等の関係が確認できる書類も添付）
申請者が当該共同住宅を所有等していることが分かる書類（登記記録、管理会社との契約書、固定資産税の課税証明書等）の写し

6 提出方法

（１）足立区役所南館 7 階 危機管理課窓口

提出書類が全て揃っていれば代理人の方が来所して申請することができます。
（委任状不要）

（２）オンライン申請

P 1 の QR コードから申請できます。

（３）足立区危機管理課防犯活動支援係宛に郵送

郵送でご提出される場合は、下記の宛名欄を点線に沿って切り取り、封筒に貼付のうえご提出ください。

〒120-8510

東京都足立区中央本町 1-17-1（南館 7 館）

足立区役所危機管理部危機管理課防犯活動支援係 行

防犯対策補助金申請書 在中

7 補助対象物品一覧

(1) 防犯設備の設置

	補助対象	補助率	補助上限額
侵入盗対策			
1	防犯カメラの設置 注1	2／3	40,000円
2	防犯ガラスの取付け又は交換 ※ 中間膜が挟み込まれたガラス、強化ガラス、合わせガラス等に限る（網入りガラスは除く）。		120,000円
3	防犯性能の高い玄関錠の取付け又は交換 ※ ディンプルキー、電子錠及び指紋認証錠に限る。		33,300円
4	防犯フィルムの取付け又は交換（CPマークあり）		40,000円
5	面格子の取付け又は交換		20,000円
6	センサーライトの設置		6,600円
7	防犯砂利		13,300円
8	録画（動画）機能付きインターホンの取付け又は交換 注3	3／4	75,000円
9	録画（静止画・準動画）機能付きインターホンの取付け又は交換 注3		30,000円
10	録画（動画）機能付きインターホンの取付け又は交換	2／3	60,000円
11	録画（静止画・準動画）機能付きインターホンの取付け又は交換		25,000円
特殊詐欺対策			
12	ナンバー・ディスプレイ対応電話機 注3	3／4	7,500円

注1 侵入者が容易に認識できる形状であり野外に設置したものに限る。

注2 2～11については、当該年度内にそれぞれ2項目までを対象とする。

注3 65歳以上の者が属する世帯が居住する住宅に設置したものに限る。なお、申請者が65歳未満の場合、65歳以上の本人確認書類を合わせて添付すること（住民票が同世帯の者に限る）。

注4 項目数の上限は、世帯を単位として計算する。

注5 項目ごとに個数の上限は設けず、合算した額を支払額とする。ただし8～12については、1項目につき1品までを対象とする。

(2) 防犯物品の購入

	補助対象	補助率	補助上限額
自転車盗対策			
1	電子錠	3／4	3,700円
2	自転車カバー		2,200円
3	警報付きロック		1,500円
4	自転車ワイヤーロック		1,500円
5	自転車シリンダー錠		700円
オートバイ盗対策			
6	チェーンロック	3／4	2,200円
7	ディスクロック		2,200円
8	バイクカバー		2,200円
9	ブレードロック		3,000円
10	U字ロック		2,200円
自動車盗対策			
11	ペダルロック	2／3	6,600円
12	自動車カバー		4,000円
13	ハンドルロック		4,000円
14	タイヤロック		2,600円
15	リレーアタック防止機能付きキーボックス		2,000円

注 全ての項目のうち3項目まで、1項目につき1品までを対象とする。

(2) 共同住宅

	補助対象（項目）	補助率	補助上限額
1	敷地内（駐輪場を除く。）への防犯カメラの設置（上限5台） ※ 建物の形状により5台を超えて設置することが相当と認められる場合はこの限りでない。 ※ 侵入者が容易に認識できる野外に設置したものに限る。	2/3	200,000円
2	駐輪場への防犯カメラの設置（上限5台） ※ 5台以上の設置が認められる場合はこの限りでない。 ※ 自転車盗対策に特化して駐輪場に設置したものに限る。	9/10	270,000円

8 よくあるご質問

1	Q	過去に補助金交付を受けた物品等を、再度、申請することは可能ですか。
	A	できません。過年度または同一年度において、申請した項目以外の物品等のみ申請できます。
2	Q	今年度に交付決定を受けた物品等について、再度、申請することは可能ですか。
	A	できません。同一の物品等を同一年度に複数回、申請することはできません。なお、申請した項目以外の物品等については、申請することができます。
3	Q	補助対象製品の購入について、区外店舗やインターネット等でも補助対象となりますか。
	A	なります。インターネット等で購入した場合でも、領収書が必要です。なお、「注文完了メール」や「適格請求書」等は、支払いが完了したことが分かりませんので、領収書の代わりにはなりません。
4	Q	レシートを領収書として提出することは可能ですか。
	A	できません。レシートでは購入者が不明となるため、領収書の提出をお願いします。
5	Q	「～写し」の添付と書いてあるが写しとはどういうものですか？
	A	コピーした書類になります。
6	Q	商品券等の金券やポイント等を利用して補助対象製品を購入した場合、補助対象額はどのようになりますか。
	A	商品券等の金券やポイント等を差し引いた後の金額（実際に支払った金額）が補助対象額となります。
7	Q	カタログをなくしてしまい、写しが添付できません。
	A	防犯性能や録画機能がわかる書類（仕様書、取扱説明書等）の写しを添付してください。（例 取扱説明書を添付する場合は、製品名型番、録画について記載されているページの写しになります。）また、該当製品のホームページの写しではありません。
8	Q	補助対象の設備の設置に要する費用は、全て補助対象となりますか。
	A	当該防犯設備の設置（P 1 1）にあつては、部品費、撤去費、出張費、電源新設等は補助対象外になります。また、防犯物品の購入（P 1 2）にあつては、全て補助対象外になります。
9	Q	6 5 歳未満の申請者が録画機能付きインターホン（6 5 歳以上の方居住）取付け又は交換の補助金申請する際に、同世帯の6 5 歳以上の方の本人確認書類の写しを添付しますか。
	A	同世帯を確認するために添付が必要です。 また、令和9年3月31日までに6 5 歳になられる方も6 5 歳以上の世帯として申請可能です。
10	Q	添付書類や設置後の写真のコピーができません。スマートフォンで撮影した画像を見せればよいですか。
	A	目視確認は行っていないので、撮影した画像を印刷し、書類としてご提出ください。
11	Q	同じ防犯設備（P 1 1 補助対象（項目）1～7）を複数台購入・設置した場合、1 台ごと補助の対象となりますか。
	A	なりません。台数ごとではなく、項目ごとの合計額が対象額になります。
12	Q	新築住宅に付随している防犯設備については、補助対象となりますか。
	A	防犯設備の購入・設置の領収書を提出できれば対象となります。ただし、新築物件の全体の領収書では、申請できません。

13	Q	防犯カメラを設置するに当たり、記録用メディア（SDカード等）を購入した場合に補助対象となりますか。
	A	防犯カメラの購入時に合わせて、必要最低限の範囲内において購入した記録用メディア（関連機器等）や電池等は補助対象となります。なお、本事業は譲渡・転売等の目的で購入した場合、補助を受けられませんので注意してください。
14	Q	防犯カメラは、室内に設置しても補助を受けることができますか。
	A	できません。防犯カメラは、犯罪を未然に防ぐことが目的のため、犯行を行おうとする者が家屋の外から確認できる箇所に設置した場合のみが補助の対象となります。家内の監視カメラ等、外から確認できない場所に設置した場合は、補助の対象外となります。
15	Q	防犯カメラの補助金申請時に添付する「設置後の写真」と「住宅全体の写真」はどのようなものですか。
	A	設置後の写真は、防犯カメラを大きく映した写真になります。住宅全体の写真は、住宅のどこに設置したのかがわかる全体の引きで撮った写真になります。（例 玄関に設置した場合、玄関ドアや表札等が映されている写真）
16	Q	ダミーカメラは防犯カメラとして申請できますか。
	A	ダミーカメラは対象外物品のため申請できません。
17	Q	録画機能付きインターホンの静止画・準動画とはどのようなものですか。
	A	録画された映像が画像として保存されるものです。
18	Q	ディンプルキーとはどのような鍵ですか。
	A	鍵の表面に丸いくぼみが複数ついている防犯性の高い鍵です。
19	Q	設置・取り付け等の手配ができなかった場合等に、知人に依頼した際（専門業者以外が設置交換）の謝礼・報酬等も補助対象となりますか。
	A	なりません。安全面等の観点から、専門業者の領収書があった場合に限り補助対象とします。
20	Q	リース契約した物品は対象になりますか。また、リース契約の月額以外の初回設置費用のみの申請は対象となりますか。
	A	なりません。リース契約は「購入」ではなく「借りている」状態のため、初回設置費用のみの申請であっても対象外となります。
21	Q	中古品でも補助対象となりますか。
	A	なりません。ただし、防犯機能上、有用な機器等であれば補助対象とする場合がありますが、譲受品、個人間での購入品（フリマアプリ等を含む。）は対象外です。また、当該アプリ上で正規の業者として品物を売っている場合も対象外です。
22	Q	口座振替依頼書は申請時に提出しますか。
	A	補助金交付決定後、郵送で補助金額が記載された口座振替依頼書を郵送でお送りするため提出不要です。
23	Q	請求書兼口座振替依頼書について、申請者と口座の名義（補助金を受け取る人）が違うが請求できますか。
	A	できません。請求者（申請者）に対する補助金のため、申請者と口座の名義は同一人物としてください。ただし、未成年者で口座がない場合は、口座振替依頼書の提出前に相談してください。
24	Q	令和8年度防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金をすでに申請（センサーライトの設置）した場合は、防犯カメラの設置の申請することはできますか。
	A	過去に同項目で本補助金の交付を受けていなければ、申請できます。

25	Q	Q24の場合、区補助金と都補助金の両方を受け取れますか。
	A	都補助金は1回目の申請に限り対象となるため、区補助金のみの交付となります。また、令和7年度に都補助金を交付された場合も区補助金のみの交付となります。
26	Q	都補助金をもらうために区補助金とは別に申請が必要ですか。
	A	必要ありません。本補助金申請することで都補助金と区補助金を合算した金額を交付します。
27	Q	8・10動画録画機能付きインターホン(1つ)と9・11静止画・準動画機能付きインターホン(1つ)を同時に申請することはできますか。
	A	できません。8～11につきましては、一項目としての扱いとさせていただきますので、一品のみが対象となります。

9 補助額算出例

都補助金相当額の上限額は10,000円となります。都補助金相当額算出後、区独自補助額を算出し、合算します。算出式は以下を参考にしてください。

(1) 算出式

ア 都補助金相当額の算出式

支払合計額の $1/2$ = 都補助金相当額①

※ 上限10,000円(1,000円未満切り捨て)

イ 区独自補助額の算出式(項目ごと)

(支払額から都補助金相当額①(都補助金相当額を按分)を差し引いた額) × 区補助率 = 区独自補助額②

※ 項目ごとに補助率・補助上限額は異なる(100円未満切り捨て)

ウ 補助金交付額

都補助金相当額① + 区独自補助額② = 本補助金事業の補助金交付額

(事例1) 防犯カメラの設置 購入額60,000円

ア 都補助金相当額の算出式

購入額60,000円の $1/2$ (補助上限額10,000円)

⇒都補助10,000円(上限額)

イ 区独自補助額の算出式

購入額60,000円から都補助10,000円※差し引いた額の $2/3$

⇒区補助33,300円(100円未満切り捨て)

※ $10,000円 \times (60,000円 \div 60,000円) = 10,000円$

ウ 補助金交付額

$10,000円 + 33,300円 = 43,300円$

16,700円(本人負担実費)

(事例2) バイクカバー 購入額2,100円

ア 都補助金相当額の算出式

対象外(0円)

イ 区独自補助額の算出式

購入額2,100円の $3/4$

⇒区補助1,500円(100円未満切り捨て)

ウ 補助金交付額

$0円 + 1,500円 = 1,500円$

600円(本人負担実費)

(事例3) 防犯カメラの設置 購入額30,000円
センサーライトの設置 購入額5,000円

ア 都補助金相当額の算出式

防犯カメラ購入額30,000円+センサーライト購入額5,000円
=35,000円(支払合計額)

防犯カメラとセンサーライトの購入支払合計額35,000円の1/2
(補助上限額10,000円) ⇒ **都補助10,000円** ※ 按分

イ 区独自補助額の算出式

(ア) 防犯カメラ購入額30,000円から按分額8,571円※を差し引いた額の
2/3 ⇒ **区補助14,200円**(100円未満切り捨て)

※ 都補助10,000円×(購入額30,000円÷支払合計額35,000円)
=按分額8,571円

(イ) センサーライト購入額5,000円から按分額1,429円※を差し引いた額の
2/3 ⇒ **区補助2,300円**(100円未満切り捨て)

※ 都補助10,000円×(購入額5,000円÷支払合計額35,000円)
=按分額1,429円

(ウ) 合計 14,200円+2,300円 = **区補助16,500円**

ウ 補助金交付額

10,000円+16,500円 = **26,500円**
8,500円(本人負担実費)

(事例4) 防犯ガラスの取付け又は交換 購入額50,000円
自転車カバー 購入額4,000円

ア 都補助金相当額の算出式

防犯ガラス購入額50,000円1/2(補助上限額10,000円)
⇒ **都補助10,000円(上限額)**

※ 自転車カバーは対象外(0円)

イ 区独自補助額の算出式

(ア) 防犯ガラス購入額50,000円から都補助10,000円※差し引いた額の2/3
⇒ **区補助26,600円**(100円未満切り捨て)

※ 10,000円×(50,000円÷50,000円) = 10,000円

(イ) 自転車カバー購入額4,000円の3/4

⇒ **区補助2,200円(上限額)**

(ウ) 合計 26,600+2,200円 = **区補助28,800円**

ウ 補助金交付額

10,000円+28,800円 = **38,800円**
15,200円(本人負担実費)

(事例5) 防犯カメラの設置 購入額 10,000円
面格子の取付け又は交換 購入額20,000円
防犯砂利 購入額8,000円

ア 都補助金相当額の算出式

防犯カメラ購入額10,000円+面格子購入額20,000円+
防犯砂利購入額8,000円=38,000円(支払合計額)
防犯カメラと面格子と防犯砂利の支払合計額38,000円の1/2
(補助上限額10,000円)⇒都補助10,000円 ※ 按分

イ 区独自補助額の算出式

(ア) 防犯カメラ購入額10,000円から按分額2,632円※を差し引いた額の
2/3⇒区補助4,900円(100円未満切り捨て)
※ 都補助10,000円×(購入額10,000円÷支払合計額38,000
円)=按分額2,632円
(イ) 面格子購入額20,000円から按分額5,263円※を差し引いた額の2/3
⇒区補助9,800円(100円未満切り捨て)
※ 都補助10,000円×(購入額20,000円÷支払合計額38,000
円)=按分額5,263円
(ウ) 防犯砂利購入額8,000円から按分額2,105円※を差し引いた額の2/3
⇒区補助3,900円(100円未満切り捨て)
※ 都補助10,000円×(購入額8,000円÷支払合計額38,000円)
=按分額2,105円
(エ) 合計 4,900円+9,800円+3,900円=区補助18,600円

ウ 補助金交付額

10,000円+18,600円=28,600円
9,400円(本人負担実費)